

～新たな感染症等を含む対策指針～

焼津市新型インフルエンザ等対策行動計画

2026（令和8年）年3月

焼津市

第1章	総論	1
I	特措法、政府行動計画と県行動計画、本市行動計画	2
1	感染症を取り巻く状況	2
2	特措法の制定	2
3	計画の位置づけ	3
4	市行動計画の構成	6
II	新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	8
1	新型インフルエンザ等対策の目的	8
2	様々な感染症に幅広く対応できる想定対応	8
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	11
4	対策推進のための役割分担	13
5	市行動計画における対策項目等	15
第2章	各段階における対策	17
I	準備期	18
1	実施体制	18
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
3	まん延防止	19
4	ワクチン	19
5	保健	24
6	物資	24
7	市民の生活及び地域経済の安定の確保	25
II	初動期	26
1	実施体制	26
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	26
3	まん延防止	27
4	ワクチン	27
5	検査	31
6	物資	31
7	市民の生活及び地域経済の安定の確保	31
III	対応期	32
1	実施体制	32
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	33
3	ワクチン	33
4	検査	37
5	保健	37
	参考 略称等一覧・用語集	41

第1章 総論

I 特措法、政府行動計画と県行動計画、本市行動計画

1 感染症を取り巻く状況

2009年の新型インフルエンザ(A/H1N1)、2020年2月28日に県内で患者が初めて確認された新型コロナウイルス感染症等、**新興感染症**が繰り返し流行し、大きな脅威となっている。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、病床・外来医療体制のひっ迫や療養者支援等、平時から備えておくべき様々な課題が明らかとなった。

2 特措法の制定

特措法の目的等は以下のとおり。

特措法の目的及び県の責務

特措法の目的

新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図る。

特措法における県（知事及びその他の執行機関）の責務

責務の内容	国、市町及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法その他の法令 ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ・ 新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針 ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン

特措法における市（市長及びその他の執行機関）の責務

責務の内容	県及び県等と相互に連携協力し、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法その他の法令 ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ・ 新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針 ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン ・ 静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法が対象とする「新型インフルエンザ等」の定義

特措法での定義(第2条)		左列の感染症法での定義(第6条)	共通の特徴
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ等感染症	<ul style="list-style-type: none"> □ 新型インフルエンザ □ 再興型インフルエンザ □ 新型コロナウイルス感染症 □ 再興型新型コロナウイルス感染症 (あらかじめ規定するもので再興したもの) 	<p>一般に国民が当該感染症に対する<u>免疫を獲得していないこと</u>から、 当該感染症の<u>全国的かつ急速なまん延</u>により、 <u>国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある</u></p>
	指定感染症	<p>既に知られている感染性の疾病 (政令で定めるもの)</p> <p>1類感染症、2類感染症、3類感染症と 新型インフルエンザ等感染症を除く</p>	
	新感染症	<p>既に知られている感染性の疾病とは、その病状又は治療の結果が<u>明らかに異なるもの</u> (厚労大臣が認めて公表するもの)</p>	

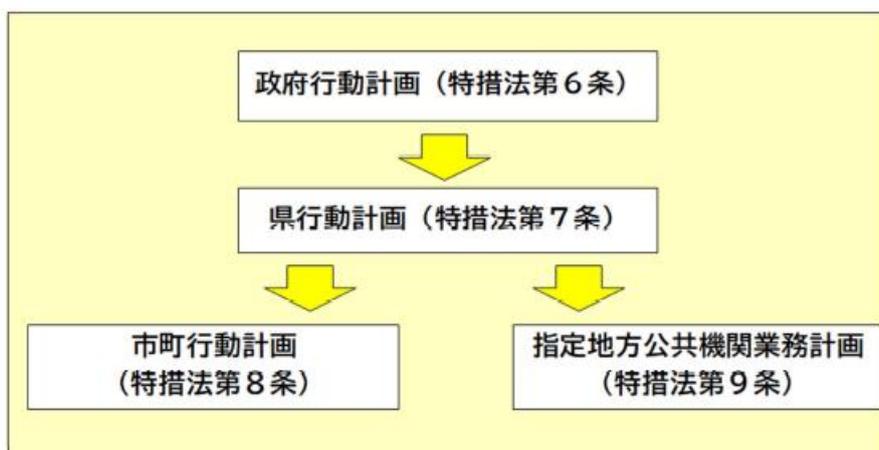
3 計画の位置づけ

(1) 市行動計画の作成

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき策定され、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

●市行動計画の位置づけ

市は、[前述 2 特措法の制定]に記載の責務に鑑み、特措法第8条の規定に基づき、市行動計画を策定する



(2) 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、2020年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。その後、同月には政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置された。同年3月には特措法が改正され、新型コロナウイルス感染症を特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われた。

市では、政府対策本部、県対策本部の設置にあわせ、焼津市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するほか、様々な対策や支援等を実施した。

2020年1月に国内で感染者が初めて確認されてから、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」へ引き下げられるまでの約3年半にわたる、本市の新型コロナウイルス感染症への膨大な対応について、全体像を把握するために「新型コロナウイルス感染症対策 記録集」として取りまとめを行った。

(3) 市行動計画改定の理由と目的

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の改定を行うものとされている。今般の政府行動計画の改定（2024年7月閣議決定）は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。政府による新型コロナウイルス感染症の対応（以下「新型コロナ対応」という。）の課題整理の結果、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であることから、政府行動計画は

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現できるよう、全面改定された。

今回、これらの政府行動計画の改定内容及び県行動計画の改定内容に併せて市行動計画の改定を行う。

市行動計画の沿革		
年月	名称	改定理由
平成22年12月	焼津市新型インフルエンザ対策行動計画	新型インフルエンザの発生に対する体制整備のため、「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成21年2月）（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）及び「静岡県新型インフルエンザ保健医療対策行動計画」（平成21年9月）（静岡県厚生部）との連携を図り、作成。
平成26年3月	焼津市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（平成25年4月）に伴い、同法第8条の規定に基づき、新たに作成。（「焼津市新型インフルエンザ対策行動計画」（平成22年12月）を廃止）
令和8年3月	焼津市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（令和6年7月）に伴う、改定。

4 市行動計画の構成

従前の市行動計画は、2014年に策定されたものであるが、新型コロナウイルス感染症における経験を踏まえ、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け策定している。

また、対策項目についても新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、ワクチンの確保や接種体制構築などの記載の充実を図っている。

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、政府行動計画や県行動計画のほか、基本的対処方針と整合しつつ、対応を行っていくこととなる。

●市行動計画の構成

第1章 総論
I 新型インフルエンザ等対策特別措置法、政府行動計画、県行動計画、市行動計画 ◆特措法、政府行動計画、県行動計画との関係の整理 ◆市の責務及び市行動計画の位置づけと構成
II 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針 ◆基本的な戦略、考え方、留意事項等 ◆対策推進のための役割分担、対策項目等
第2章 各段階における対策（各論）
準備期、初動期、対応期の3つの対応時期における8の対策項目における対策 対策項目（政府行動計画及び県行動計画と同じ。ただし、本市が対策を行う項目のみとしている。新型コロナ対応の経験を踏まえ、前計画より対策項目を変更） (1)実施体制、(2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション、(3)まん延防止、(4)ワクチン、(5)検査、(6)保健、(7)物資、(8)市民生活・地域経済の安定の確保

●計画年次と各計画との関係

市は、市行動計画を政府行動計画及び県行動計画に基づき改定するものとし、必要に応じ見直しを行う。



II 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、本県及び本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国、県及び本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

新型インフルエンザ等対策の主な目的

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を押さえて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数が医療提供体制のキャパシティ（許容量）を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り換えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 様々な感染症に幅広く対応できる想定対応

(1) 有事の想定対応の考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況に対応できるよう、想定対応は以下のアからエまでの考え方を踏まえる。

- ア 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- イ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ウ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- エ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事の対応の想定に当たっては、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2章の「各段階における対策」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策は、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事の時期ごとの対応

具体的には、前述の(1)の有事の想定対応の考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事の対応を想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

○ 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部及び県対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○ 対応期

対応期については、国行動計画及び県行動計画において、以下の B から D までの時期に区分されている。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

なお、本計画においては特別な記載が無い限り、B から D までの一連の期間において適宜対応するものとする。

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期 (B)

政府対策本部、県対策本部及び市対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬や[プレパンデミックワクチン](#)等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定

水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、政府行動計画ガイドライン、県行動計画及び市行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限はこの新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、

ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得るので、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

県対策本部、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等対策に関する総合調整について、市は必要がある場合は県に対して要請する。

(4) 高齢者施設等や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設等や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、医療機関との連携等を含め平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(5) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は国、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 対策推進のための役割分担

主体	役割
<p>国（指定行政機関を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有事において的確かつ迅速に自ら対策を実施するとともに、県、市町及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援 ・WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携の確保 ・新型インフルエンザ等、ワクチン、その他の医薬品の調査や研究の実施とこれらに係る国際協力による、発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期開発と確保 ・準備期の対策の着実な実施と定期的訓練による対策の点検及び改善 ・新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を通じた総合的な取組の推進 ・有事における基本的対処方針の決定と、推進会議等の意見を踏まえた対策の推進 ・国民・事業者等への感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有 ・情報収集・共有、分析の基盤整備 <p>【指定行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、発生時における所管分野における段階に応じた具体的な対応のあらかじめの決定
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有事における基本的対処方針に基づいた県内に係る対策の的確かつ迅速な実施と、県内における対策の総合的な推進 ・医療提供体制の確保とまん延防止に関する的確な判断と対応 ・平時における医療措置協定及び検査等措置協定の締結による計画的な準備と有事における迅速な体制移行 ・連携協議会等による予防計画・保健医療計画の協議と予防計画に基づく取組状況の国への報告と進捗管理 ・平時からの医療提供体制の整備やまん延を防止していくための取組の実施と PDCA サイクルに基づく改善 ・保健所設置市とのまん延防止等に関する協議の実施等、平時からの連携

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有時における基本的対処方針に基づいた市内に係る対策の的確かつ迅速な実施（ワクチン接種、市民の生活支援、有事の要配慮者の支援等）と、市内における対策の総合的な推進
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県との医療措置協定の締結、院内感染対策の研修・訓練の実施及び感染症対策物資の確保などの推進 ・ 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定 ・ 有事における、県からの要請に応じた医療措置協定に基づく、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣の実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの職場における感染対策の実施及び重要業務の事業継続に係る準備及び有事における業務の継続的实施
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの有事に備えた職場における感染対策の実施及びマスクや消毒薬等の備蓄（特に多数の者が集まる事業を行う者）
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの新型インフルエンザ等に関する情報及び知識等の収集及び健康管理と基本的な感染対策の個人レベルでの実践 ・ 平時からの新型インフルエンザ等の発生に備えた衛生用品、食料品及び生活必需品等の備蓄 ・ 有事における感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施

5 市行動計画における対策項目等

主な対策項目における目標と目標達成のための取り組み

対策項目	目標	目標達成のための取り組み
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の抑制 ・市民の生命及び健康の保護 ・市民生活及び地域経済への影響の最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時における関係機関間の連携、人材の確保・育成、訓練の実施 ・有事の迅速な情報収集・分析による的確な政策判断と実行
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県から提供された情報の市民等への迅速な提供 ・市民等の適切な判断・行動に資するため、<u>双方向のコミュニケーション</u>によるリスク情報と見方の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等の感染症に対する意識の把握と、感染症危機に対する理解を深めるための啓発
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を抑制し、健康被害を最小限にとどめる ・市民生活及び社会経済活動への影響の最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請に備えて、<u>業務継続計画</u>に基づく対応の準備
(4) ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の感染や発症、重症化を防ぐことによる市民の健康の保護 ・受診患者数の減少による健康被害や社会経済活動への影響の最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や事業者、関係団体等とともに平時からの接種の具体的な体制や実施方法についての準備
(5) 検査	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の早期発見によるまん延防止、患者を早期に治療につなげる、流行の実態の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に備えて、具体的な体制や実施方法についての準備
(6) 保健	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じた市民の生命及び健康の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・県との連携体制の構築
(7) 物資	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の不足による市民の生命及び健康への影響防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの感染症対策物資等の確保に向けた準備 ・有事における感染症対策物資等の確保

対策項目	目標	目標達成のための取り組み
(8) 市民生活・地域経済の安定の確保	・有事における市民生活・地域経済活動への影響の最小化	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの事業者・市民への準備の勧奨 ・有事における市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援

第2章 各段階における対策

I 準備期

1 実施体制

(1) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施するよう努める。

(2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

エ 市は、Ⅲ（対応期）1(1)に記載している特定新型インフルエンザ等対策の事務代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

(3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 市は、国、県及び指定（地方）公共機関とともに、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施について協力する。

イ 市は、国、県及び指定（地方）公共機関とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制の構築に協力する。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 市における情報提供・共有について

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、電話相談窓口等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラ

クターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。

(2) 県と市町村の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けるとされており、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順について両者で合意できるよう努める。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、電話相談窓口（コールセンター）等を設置する準備を進める。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

4 ワクチン

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素 ・ 喉頭鏡 ・ 気管内チューブ ・ 蘇生バッグ 	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

(2) ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、市内を担当するワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携を行う。

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

イ 特定接種

(ア) 市は、国及び県の要請を受け、市や市内登録事業者とともに、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種の対象者に対して円滑に接種が実施できるよう、接種体制の構築を図る。なお、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として実施する。特に登録事業者のうち市民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築が登録要件となることを周知する。また、基準に該当する市内の事業者に対して、国が管理するデータベースへ登録申請するように登録に必要な作業や手続等を周知する。

(イ) 特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

ウ 市民接種

平時から以下(ア)から(エ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国・県等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a. 市は、市民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を行うよう努める。

- (a) 接種対象者数
- (b) 人員体制の確保
- (c) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- (d) 接種場所の確保及び運営方法の策定
- (e) 接種に必要な資材等の確保
- (f) 県や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- (g) 接種に関する市民への周知方法の策定

b. 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、市民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者

施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係課が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c. 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、医師会等の協力を得てその確保を図るべく、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。
- d. 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員

の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起らないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- (エ) 市は、予防接種を妨げる等の行為に対し、適切に対応するための対策について検討する。

(4) 情報提供・共有

ア 市民への対応

平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

イ 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

ウ 健康福祉部以外の部との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康福祉部以外の分野の部においても、予防接種に関する情報の周知等、予防接種施策の推進に資する取り組みに努める。

エ 医師会等への情報提供

市は、県の医療措置協定について医師会等に情報提供を行う。

(5) DXの推進

ア 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

イ 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

ウ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

5 保健

県との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等患者等に対して食事の提供等や健康観察等を実施するため、県が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、市に居住している新型インフルエンザ等患者等に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報を県から提供を受ける。その実施にあたって、必要な目的にのみ個人情報を共有する観点から、市と県との間で覚書を締結するよう努める。

6 物資

感染症対策物資等の備蓄等

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるものとする。

7 市民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係課間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

ア 市は、市行動計画に基づき、第2章 I 準備期 4 (1) で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定により物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるものとする。

イ 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者 等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(5) 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には市民環境部等の関係機関との調整を行うものとする。

II 初動期

1 実施体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

イ 市は、必要に応じて、第2章 I 準備期 1 実施体制 (2)イを踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 情報提供・共有について

ア 市における情報提供・共有について

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

イ 県との感染状況等の情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報（[健康観察](#)や生活支援）など、県から必要と認める情報の提供があった場合は、速やかに協力する。

(2) [双方向のコミュニケーション](#)の実施

市は、国からの要請を受けて、電話相談窓口（コールセンター）等を設置する。

3 まん延防止

国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

4 ワクチン

(1) 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(2) ワクチンの接種に必要な資材

市は、第2章 I 準備期 4 ワクチンにおいて必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(3) 接種体制

ア 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

イ 市民接種

(ア) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、市民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(イ) 接種の準備に当たっては、保健センターの平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う総務部も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

(ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続

が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、市の関係課、医師会等の関係団体と連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- (エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- (オ) 市は、接種が円滑に行われるよう、医師会、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- (カ) 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係課、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- (キ) 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- (ク) 医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、市の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、接種会場における情報の一元的な把握や、予せぬ対応等に当たる管理者1名（他担当と兼ねることも可能とする）、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は

薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）とし、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することを想定する。

- (ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関しては、想定する救急対応の範囲をあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。なお、医師会等と協議の上決定した救急処置用品については、特別な事情がない限り、どの接種会場においても必ず用意するよう努めること。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の市内医療関係者や消防機関の協力を得ながら、市内医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、市内医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保するよう努める。なお、ワクチン接種によるアナフィラキシー発生率×接種予定者数を試算し、必要に応じて、酸素の設置や救急隊の要請についても検討する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク

<input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素 ・ 喉頭鏡 ・ 気管内チューブ ・ 蘇生バッグ 	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

(コ) 予防接種を妨げる等の行為が予見される場合、予防接種業務の進行に影響を及ぼす可能性があるため、事前に想定した対策を中心に適宜対応を行う。

(サ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守するとともに、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談し決定する。

(シ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができ

るように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

5 検査

検査体制の構築

市は、県からの要請等があった場合に備えて、検査体制の構築について検討する。

6 物資

感染症対策物資の配布協力

市は、国や県等からの市内の医療機関等に感染症対策物資の配布協力があった際には、速やかに協力する。

7 市民の生活及び地域経済の安定の確保

遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

III 対応期

1 実施体制

(1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

ア 職員の派遣・応援への対応

(ア) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(イ) 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

(ウ) 市は、必要があるときは、国へ職員の派遣要請や応援を求める。

イ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急事態措置の検討等について

緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 情報提供・共有について

ア 市における情報提供・共有について

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

イ 県との感染状況等の情報提供・共有について

市は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など、県から必要と認める情報の提供があった場合は、県との連携を強化し協力を継続する。

(2) 基本的方針

双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、電話相談窓口（コールセンター）等を継続する。

3 ワクチン

(1) ワクチンや必要な資材の供給

ア 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」第3章3.を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

イ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

ウ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って市内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、

地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

- エ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

(2) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

ア 特定接種

地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 市民接種

(ア) 予防接種体制の構築

- a. 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- b. 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- c. 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- d. 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考

慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- e. 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合も想定されるため、訪問による接種についても検討する。
- f. 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係課、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(イ) 接種に関する情報提供・共有

- a. 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国や県からの要請を受けて、国や県に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- b. 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- c. 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報紙への掲載等、紙での周知を実施する。

(ウ) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係課や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(エ) 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるように、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるように、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 健康被害救済

ア 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、市民接種の場合は市となる。

イ 市民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。

ウ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(4) 情報提供・共有

ア 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

イ 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

ウ パンデミック時には、特定接種及び市民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

エ 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

オ 市民接種に係る対応

- (ア) 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- (イ) 特措法第27条の2第1項に基づく市民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c. ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d. 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- (ウ) これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c. 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

4 検査

検査体制の構築と実施

市は、県からの要請等があった場合には、検査体制の構築及び実施について可能な限り協力をする。

5 保健

主な対応業務の実施

ア 健康観察及び生活支援

- (ア) 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- (イ) 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

イ 健康観察及び生活支援における県との連携

(ア) 市は、県に協力して新型インフルエンザ等患者等に対して食事の提供等や健康観察等を実施するため、県が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、市に居住している新型インフルエンザ等患者等に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報を県から提供を受ける。その実施にあたって、必要な目的にのみ個人情報を共有する観点から、市と県との間で覚書を締結するよう努める。

また、市は、市民の不安を解消するとともに、感染症のまん延を防止するための適切な行動を促すため、新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因に関する状況に対する市民の理解の増進を図るため必要があると県が認めるときの、県からの協力依頼に対応するとともに、市内における患者等の数、確定診断日、その他県が必要と認める情報の提供を受ける。

(イ) 市は、新型インフルエンザ等により患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に、生活支援を要する障害者や高齢者がいる場合には、県と情報共有し、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）を行う。

6 市民の生活及び地域経済の安定の確保

(1) 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

イ 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限 やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- (ア) 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (ウ) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- (エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

オ 埋葬・火葬の特例等

- (ア) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- (イ) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- (ウ) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (エ) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- (オ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

イ 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

略称等一覧

本計画では、以下の略称を用いている。

略称	正式名称等
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
基本的対処方針	特措法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針。新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
市行動計画	焼津市新型インフルエンザ等対策行動計画
県行動計画	静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画
政府行動計画	新型インフルエンザ等対策政府行動計画
政府行動計画ガイドライン	新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
市対策本部	焼津市新型インフルエンザ等対策本部。特措法第 34 条に基づき、市長が本部長となり、副市長、市教育委員会教育長、志太消防本部次長の他、市役所各部の職員により構成
県対策本部	静岡県新型インフルエンザ等対策本部。特措法第 22 条に基づき、知事が本部長となり、副知事、県教育委員会教育長、県警察本部長の他、県庁各部局の職員により構成
政府対策本部	内閣に設置される新型インフルエンザ等対策本部。特措法第 15 条に基づき、内閣総理大臣が本部長となり、国务大臣等により構成。特措法第 2 条第 1 項第 2 号に定める措置は当該本部が設置された時から廃止されるまでの間において実施される措置
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行うもので、県及び保健所設置市が設置するもの
コールセンター	住民から、感染症対策その他感染症に関する一般的な質問について受け付けるセンターで、県及び市町が設置するもの
医療措置協定	医療提供の分担・確保に係る協定 ※県と医療機関との間で締結するもので、令和 4 年 12 月に「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が改正され、感染症発生・まん延時に、迅速かつ的確に医療提供体制を確保することを目的に、法定化

用語集

用語	内容
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されている県が運用するシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる政的な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況 (患者及び病原体) のレベルやトレンドを把握することを指す。国や県において実施する
指定 (地方) 公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国、県、保健所設置市及び市等による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型コロナウイルス等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

用語	内容
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する府県対策本部の廃止、同法第25条に規定する県対策本部の廃止及び同法第37条にて第25条を準用する市対策本部の廃止までをいう
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念